

品川区

**新型インフルエンザ等
対策行動計画**

平成26年3月



品川区

目 次

はじめに

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

- I 対策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- II 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- III 発生段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- IV 新型インフルエンザ等発生時の被害想定・・・・・・・・ 7
- V 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・ 8

第2章 対策推進のための役割分担

- I 基本的な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 品川区行動計画の主要7項目

- I 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- II サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- III 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- IV 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- V 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- VI 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- VII 区民生活および経済活動の安定の確保・・・・・・・・ 20

第4章 各段階における対策

- I 未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 1 実施体制
 - 2 サーベイランス・情報収集
 - 3 情報提供・共有
 - 4 感染拡大防止対策実施のための準備
 - 5 予防接種
 - 6 医療
 - 7 区民生活および経済活動の安定の確保

II 海外発生期	27
1 実施体制	
2 サーベイランス・情報収集	
3 情報提供・共有	
4 感染拡大防止	
5 予防接種	
6 医療	
7 区民生活および経済活動の安定の確保	
III 国内発生早期～都内発生早期	31
1 実施体制	
2 サーベイランス・情報収集	
3 情報提供・共有	
4 感染拡大防止	
5 予防接種	
6 医療	
7 区民生活および経済活動の安定の確保	
IV 都内感染期	37
1 実施体制	
2 サーベイランス・情報収集	
3 情報提供・共有	
4 感染拡大防止	
5 予防接種	
6 医療	
7 区民生活および経済活動の安定の確保	
V 小康期	42
1 実施体制	
2 サーベイランス・情報収集	
3 情報提供・共有	
4 感染拡大防止	
5 予防接種	
6 医療	
7 区民生活および区民経済の安定の確保	

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ^{※1}（用語解説参照，以下同様）は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス^{※2}とウイルスの抗原性^{※3}が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック^{※4}）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症^{※5}の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性^{※6}が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置および新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成25年4月に施行された。

【用語解説】

※1 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

※2 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

※3 抗原性

人間が従来ウイルスと違うと認識できる違いの程度。

この違いの程度が大きければ、従来ウイルスに対して既に持っている抗体が対応できないため、罹った場合に重症化する可能性が高くなる。

※4 パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

※5 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

※6 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制力などを総合した表現。

2 取組の経過

国において、平成17年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定されたことを踏まえ、品川区(以下「区」という。)では、平成18年3月に「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「旧計画」という。)を策定した。

平成21年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となる中、5月には国内および区内での患者が確認されるに至った。

新型インフルエンザウイルスの特性が不明な時点での感染拡大防止のための対応は、平成18年3月に策定した行動計画に従って実施したが、低病原性であることが明らかになるにつれ、計画どおりの対応では区民生活や社会活動に与える影響が過度になることが懸念されるようになり、多くの知見や教訓が得られることとなった。このため、高病原性、低病原性の二者択一のマニュアルではなく、徹底対応から柔軟対応までの対応策の選択肢を示し、新型インフルエンザの病原性や感染の拡大状況、また当該対応策を採用したときの区民生活への影響を総合的に勘案したうえで、状況に応じて対応策を決定できるよう、平成23年3月に「旧計画」を改定した。

3 品川区行動計画の策定

区は、特措法第8条に基づき、政府行動計画および東京都行動計画（以下「都行動計画」という。）との整合を確保しつつ、適切な役割分担のもと、品川区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「品川区行動計画」という。）の全面見直しを行なった。

品川区行動計画は、今までの「旧計画」の考え方や取り組みを踏襲し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

品川区行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画および都行動計画と同じく、以下のとおりである。

○感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

○感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

なお、鳥インフルエンザ^{※7}（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、国内外で人へ感染し発症した場合の対応については、東京都（以下「都」という。）と連携し情報の集約・共有を行い必要に応じて、庁内関係課や関係機関の会議を開催し、対策を協議、実施する。

品川区行動計画は、今後の科学的知見の集積による政府行動計画および都行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

※7 鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、感染症を引き起こすことがある。ウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥またはその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

I 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、区内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、区民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、区民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を区の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国および都と連携して対策を講じていく。

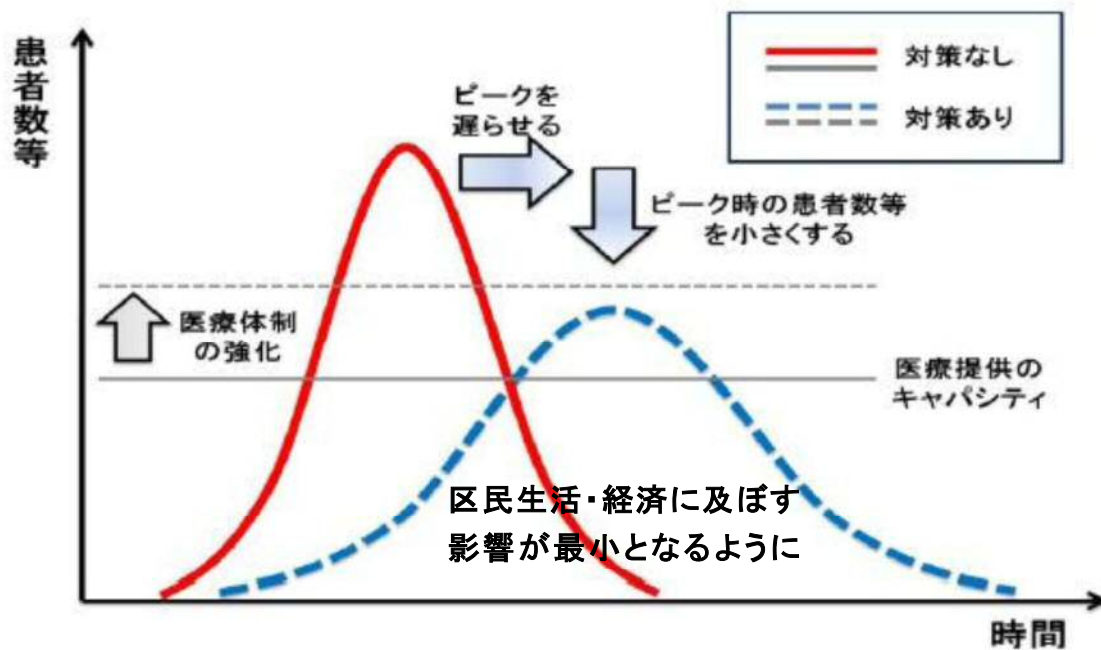
1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命および健康を保護する。

- 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくし、医療体制への負荷軽減と、体制強化を図り、患者数が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 区民生活および経済活動に及ぼす影響を最小限にする。

- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務または区民生活および経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

《対策効果の概念図》



Ⅱ 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。政府行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

国は、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、対策が国民生活および経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を基本的対処方針として決定するとしている。

区の新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外の感染対策と医療対応を、組み合わせて総合的に行うことが必要である。特に、医療対応以外の感染対策は、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が感染拡大防止対策について積極的に検討することが重要である。

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都、区、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や区民一人ひとりが、感染予防や拡大防止のための適切な行動を日頃から考えておくことが必要である。

また、区は、特措法の規定に基づく住民に対する予防接種の実施主体であり、接種体制を構築していくことが必要である。このため、あらかじめ接種対象者（ワクチン需要量）を把握したうえで、接種方法について検討することが重要である。

品川区行動計画は、以上の考え方を基本とし、政府行動計画および都行動計画との整合を図りつつ、特措法上の区の役割等を勘案し策定したものである。

Ⅲ 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

品川区行動計画では、政府対策本部および都対策本部が決定する発生段階ごとの対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は流動的であり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、対策の内容も常に変化することを留意する。

《新型インフルエンザ等の発生段階》

政府行動計画	東京都行動計画	品川区行動計画	状態	
未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内発生早期	国内発生早期 (都内未発生)	国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では新型インフルエンザ等患者が発生していない状態	
	都内発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	都内 感染期	都内感染期	都内での新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
				[医療体制]
				第1ステージ 通常 院内体制
	第2ステージ 院内 体制強化			
	第3ステージ 緊急体制			
小康期	小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

IV 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、病原性の高い新型インフルエンザの場合は、高い致命率^{※8}となり、甚大な健康被害を引き起こす。

新型インフルエンザの流行規模は、発生の時期も含め事前に予測することは不可能である。このため、現時点で流行規模を完全に予測することは難しいが、都行動計画で試算したモデルを本区にあてはめ、人口37万人、区民の30%が罹患するものとして予測した場合、下の表のとおりとなる。

《品川区における流行規模・健康被害想定》

1	罹患割合	区民の約30%が罹患
2	患者数	111,000人
3	健康被害	(1) 流行予測による被害 ①外来受診数：111,000人 ②入院患者数：8,540人 ③死亡者数：410人（インフルエンザ関連死亡者数 ^{※9} ） (2) 流行予測のピーク時の被害 ①1日新規外来患者数：1,450人 ②1日最大患者数：11,090人 ③1日新規入院患者数：110人 ④1日最大必要病床数：780床

被害想定については、多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行う。

※8 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

※9 インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の1つとされている。

V 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等対策を実施するうえで以下の点について留意する必要がある。

1 基本的人権の尊重

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施、不要不急の外出の自粛、学校、興行場等の使用制限の要請等を行うにあたって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分に説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計がされている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症の病原性の程度、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効である場合、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、あらゆる場合にこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携協力の確保

特措法に基づき、品川区新型インフルエンザ等対策本部（以下「品川区対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

品川区対策本部長（区長）は、区における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、都対策本部長（都知事）に対して、総合調整を行うよう要請する。

また、区は、国内発生早期（都内未発生）の段階から、政府対策本部による「緊急事態宣言」に備え、都と意見交換を行い必要事項について調整を行う。

4 記録の作成・保存

区は、新型インフルエンザ等が発生した際、経過や対応等を検証し、教訓とするため、品川区対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第2章 対策推進のための役割分担

I 基本的な役割

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。

そのうえで、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 東京都の役割

都は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。また、発生時には、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制等の対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村および関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(2) 品川区の役割

区は、平常時には、策定した行動計画に基づき、医療機関および関係機関との調整、体制整備などを推進するとともに、感染症法に基づき、サーベイランスにより発生動向の監視を行う。また、発生時には、発生動向の監視を強化しつつ、国が示す基本的対処方針および都の方針に基づき、感染拡大の抑制、区民への予防接種や生活支援などの対策を関係機関との連携のうえ迅速に実施する。

3 医療機関の役割

平常時には、新型インフルエンザ等対策に係る業務継続計画（以下「診療継続計画」という。）を策定し、診療体制や院内感染対策および医療資器材の確保等の対策を推進する。また、発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して新型インフルエンザ等患者への医療を提供する。

4 指定（地方）公共機関*¹⁰の役割

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備などの対策を推進する。

発生時には、国、都および区と相互に協力し、区民生活および区民経済の安定のための業務を継続する。

5 登録事業者*¹¹の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療提供業務または区民生活および経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の区民生活が維持できるよう、発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

また、発生時には、業務が継続するよう努める。

6 一般事業者の役割

登録事業者以外の事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染予防策を整備する。

また、発生時には、特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底に努める。

7 区民の役割

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの知識の習得、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染予防の実践および食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、国、都、区からの情報を収集し、個人レベルでの予防策を実施し感染防止に努める。

※10 指定（地方）公共機関（特措法第二条第六項、第七項）

独立行政法人等および医療、医薬品または医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国および都道府県知事が指定する機関

※11 登録事業者

医療の提供の業務または生活および経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けた事業者

第3章 品川区行動計画の主要7項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命および健康を保護する」および「区民生活および経済活動に及ぼす影響を最小限にする」を達成するための具体的な対策の主要7項目「実施体制」「サーベイランス・情報収集」「情報提供・共有」「感染拡大防止」「予防接種」「医療」「区民生活および経済活動の安定確保」は以下のとおりである。

I 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の区民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、重要な危機管理問題として取り組む必要がある。このため、区は、都、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

区においては、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ関係事業部等の連携体制を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。

1 未発生期の体制

新型インフルエンザ等の発生前は、区と、医師会、薬剤師会、区内病院等関係機関との「品川区新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）において、情報共有や訓練など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

（情報収集・分析および情報共有）

未発生期のうち、海外において新たなインフルエンザウイルスが人から人への持続的な感染はみられていない状況においては、保健所を中心に、国および都等から得られた情報を収集・分析する。

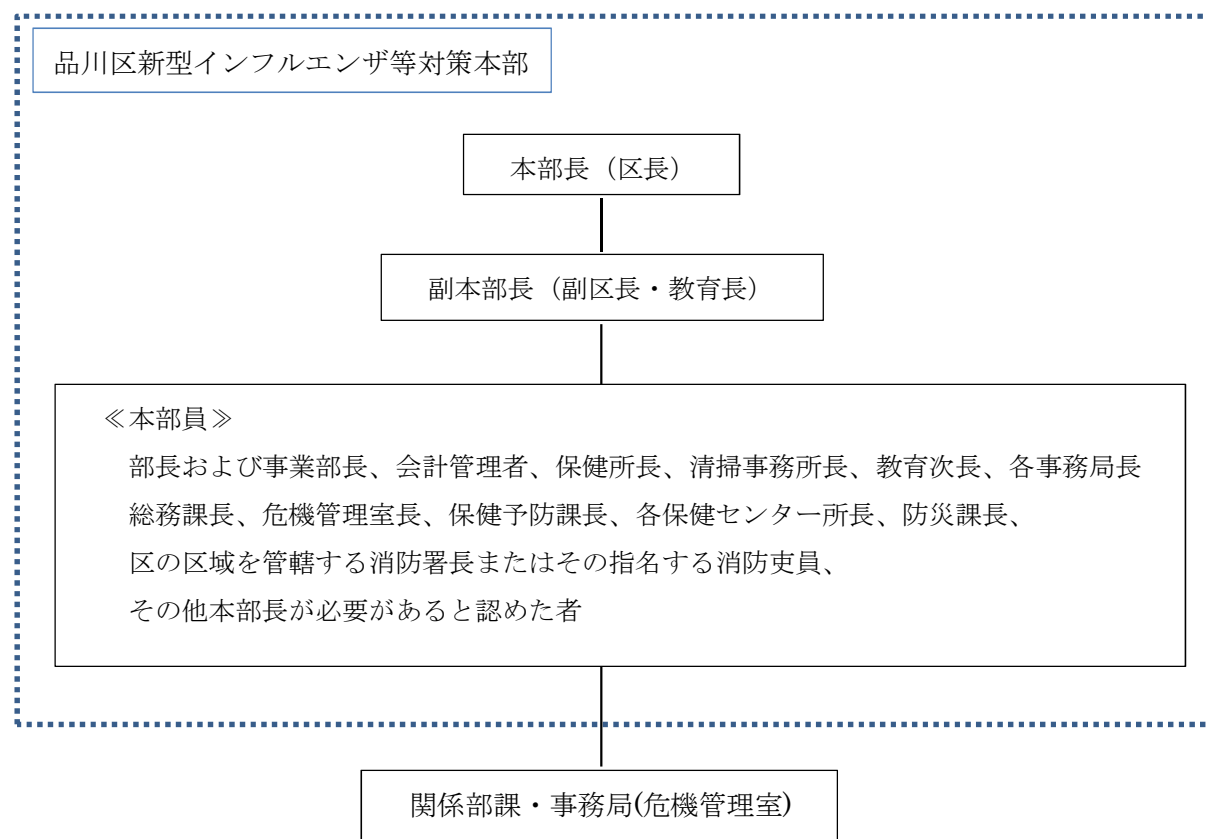
*新型インフルエンザ等の発生の可能性が高まった場合は、必要に応じて、総務部長（危機管理監）を長とする「新型インフルエンザ等対策会議」（以下「対策会議」という。）を開催し、全庁で情報共有等を行い、発生段階が進展した場合に速やかに対応できる体制をとる。

2 新型インフルエンザ等対策本部

国ならびに都が対策本部を設置した場合、区は、特措法、品川区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年品川区条例第9号。以下「区本部条例」という。）および品川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（同品川区規則第27号。以下「区施行規則」という。）に準じた、区長を本部長とした「品川区対策本部」を設置する。

その後、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、特措法および区本部条例に基づく「品川区対策本部」と位置付ける。

《品川区新型インフルエンザ等対策本部構成図》



3 品川区対策本部の主要所掌事務

区本部条例および区施行規則に基づく、区対策本部の審議決定事項は以下のとおりである。

- (1) 区の対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報および相談体制に関すること。
- (4) 感染拡大防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他の住民の生活および地域経済の安定に関する措置に関すること。
- (9) 都、区市町村、関係機関等に対する応援の要請、派遣等に関すること。
- (10) 経費の処理方法に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

4. 部・事業部等の事務分掌

区条例第2条第1項の部（以下「部」という。）の名称、同条第2項の部長（以下「部長」という。）に充てる職および部の分掌事務は表のとおりである。

《品川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則 別表(第6条関係)》

部の名称	部長に充てる職	部の分掌事務
会計管理室	会計管理者	1. 現金の出納、保管等に関する事。 2. 本部内他の部の応援に関する事。
企画部	企画部長	1. 予算の編成等に関する事。 2. 広報に関する事。 3. 報道機関への対応に関する事。 4. 情報システムの運用に関する事。 5. 本部内他の部の応援に関する事。
総務部	総務部長	1. 新型インフルエンザ等対策の総合調整に関する事。 2. 本部および会議の庶務に関する事。 3. 危機管理に係る国、都、他の特別区、関係機関等との連絡調整に関する事。 4. 危機管理に係る情報収集に関する事。 5. 相談体制の整備および危機管理に係る区民等からの相談に関する事。 6. 臨時遺体安置所の開設・運営等に関する事。 7. 職員の感染防止に関する事。 8. 職員の服務に関する事。 9. 職員の感染状況の確認に関する事。 10. 総合庁舎の管理運営および衛生管理ならびに来庁者の感染防止に関する事。 11. 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 12. 本部内他の部に属しないこと。
地域振興事業部	地域振興事業部長	1. 町会、自治会その他の地域団体との連絡調整に関する事。 2. 区内の事業所等の活動状況の確認に関する事。 3. 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 4. 本部内他の部の応援に関する事。
子ども未来事業部	子ども未来事業部長	1. 園児等の感染防止、感染状況の確認および感染予防の啓発に関する事。 2. 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 3. 本部内他の部の応援に関する事。

部の名称	部長に充てる職	部の分掌事務
健康福祉事業部	健康福祉事業部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉施設に入所し、または通所する者の感染防止、感染状況の確認および感染予防の啓発に関する事。 2. 社会福祉施設の管理運営および衛生管理に関する事。 3. 在宅の一人暮らし要介護高齢者等の生活支援に関する事。 4. 社会福祉法人および在宅介護支援センターとの連絡調整に関する事。 5. 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 6. 本管内他の部の応援に関する事。
保健所	保健所長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区民および職員の感染防止の技術的支援に関する事。 2. 区内の感染状況の実態把握に関する事。 3. 保健医療に係る区民、医療機関等からの相談に関する事。 4. 保健医療に係る情報収集に関する事。 5. 区民の保健衛生に関する事。 6. 予防接種の実施に関する事。 7. 遺体からの感染予防に関する事。 8. 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。
都市環境事業部	都市環境事業部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 2. 本管内他の部の応援に関する事。
清掃事務所	清掃事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみおよび資源の収集、運搬等に関する事。 2. 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 3. 本管内他の部の応援に関する事。
防災まちづくり事業部	防災まちづくり事業部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京都新型インフルエンザ等対策本部との連絡体制の確保等通信設備の維持管理に関する事。 2. 備蓄物資の提供に関する事。 3. 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 4. 本管内他の部の応援に関する事。
教育委員会事務局	教育委員会事務局教育次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童および生徒の感染防止、感染状況の確認および感染予防の啓発に関する事。 2. 教育委員会への情報提供および連絡調整に関する事。 3. 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 4. 本管内他の部の応援に関する事。
区議会事務局	区議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区議会への情報提供および連絡調整に関する事。 2. 本管内他の部の応援に関する事。
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選挙管理委員会への情報提供および連絡調整に関する事。 2. 本管内他の部の応援に関する事。
監査委員会事務局	監査委員会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査委員への情報提供および連絡調整に関する事。 2. 本管内他の部の応援に関する事。

II サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、都と連携しサーベイランス※12を実施する。

サーベイランスの具体的な実施方法および実施時期は、都行動計画に従い次のとおり行う。

1 サーベイランス

(1) 平常時(新型インフルエンザ等発生前)から実施するサーベイランス

- ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）
インフルエンザ定点医療機関によるサーベイランスを実施する。
- ② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）
都健康安全研究センターは、都内病原体定点医療機関より搬入されたインフルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。
- ③ 東京感染症アラート
都が独自に実施しているルール。都内医療機関において、鳥インフルエンザ（H5N1）等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、最寄りの保健所に報告し、検査基準に該当する場合は、都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。
- ④ 学校、保育園、幼稚園等におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施および社会福祉施設等からの感染症等の集団発生の報告により集団発生の状況を把握する。
- ⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）
都内基幹定点医療機関による重症患者サーベイランスを実施する。
- ⑥ クラスタ（集団発生）サーベイランス
上記、項番④の集団発生報告時に、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスの型を調べる。クラスタサーベイランスは、都内定点医療機関あたり患者報告数1.0人/週を超えるまで継続する。
上記に加え、新型インフルエンザの発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施する。

※12 サーベイランス

感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析のこと。サーベイランスにより得られた情報を調査分析することにより、感染症のまん延と予防に役立っている。日本では、1981年より開始された。

(2) 臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス

東京感染症アラートによる全数ウイルス検査。

海外発生期、国内発生早期～都内発生早期に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。

2 情報収集

新型インフルエンザ等の発生、流行状況は、発生国、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所等から発信されており、区はこれらの情報を収集する。

さらに、区は、感染拡大防止策、医療供給、検査体制の整備・確保について発生段階の状況に対応した情報収集を行う。

Ⅲ 情報提供・共有

1 目的

全ての発生段階において、区民、事業者、医療機関等に正確で迅速な情報提供を行う。さらに連携をとりながら把握した情報を共有し、感染対策に活用する。

2 情報提供手段の確保

区民等への情報提供は、高齢者や障害者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、広報誌・ホームページ等の媒体を用いてそれぞれの対象者向けに理解しやすい内容で行う。

3 区民等への情報提供

(1) 平常時

区は新型インフルエンザ等の予防対策およびまん延防止に関する情報を区民、医療機関、事業者等に提供する。

特に、学校、保育園、幼稚園等子どもが集まる施設では、集団感染が発生することで、地域における感染拡大の起点となる可能性が大きいことから、きめ細やかな情報提供を行う。

(2) 発生時

発生時には、発生段階に応じて国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮し、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

IV 感染拡大防止

1 目的

新型インフルエンザ等のまん延防止策を施し、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることで、医療体制を対応可能な範囲内におさめることにもなる。

感染拡大防止策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、個人の行動の制限や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与えることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、状況の変化に応じて柔軟に実施する。

2 主な感染拡大防止策

(1) 区民・事業者対策

区内における発生初期段階から、感染症法に基づく新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や同居者等の濃厚接触者^{※13}に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、特措法に基づき、都が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、区民および事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

(2) 地域・職場対策

平常時は、地域、職場、学校等に対し事前の感染防止策の啓発を行う。

発生初期段階での地域対策・職場対策については、区民・事業者対策に加えて、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、特措法に基づき、都が必要に応じ施設の使用制限の要請等を行った場合には、迅速に周知を図る。

(3) その他の対策

海外発生している段階で、国および都が状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）等の水際対策が実施されることから、必要に応じて区民等への周知や事業者への協力要請等、水際対策に協力する。

※13 濃厚接触者

患者と同居している者など、長時間、患者と居合わせたなどにより、病気の感染が疑われる者。

V 予防接種

ワクチンの接種は、個人の発症や重症化を防ぐ効果があり、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることになり、結果、医療体制を対応可能な範囲内におさめることで、健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

特措法では、特定接種と住民接種の2種類の予防接種が規定されている。

1 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象者は、以下の者である。

- (1) 「医療の提供の業務」または「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る）
- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

2 住民接種

住民接種は、区が実施主体となり、特措法において新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして実施され、緊急事態宣言の有無により次の方法で行う。

(1) 緊急事態宣言が行われている場合

特措法第46条ならびに予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を行う。

(2) 緊急事態宣言が行われていない場合

予防接種法第6条第3項の規定による「新臨時接種^{※14}」を行う。また、住民接種は4つの群に分類されており、発生状況等により国が接種順位を決定することとしている。

※14 新臨時接種

平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行を踏まえ、「感染力は強いが、病原性の低い新型インフルエンザ」が発生した場合等に、予防接種法に基づき臨時に行う予防接種

(3) 4つの群

① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

② 小児

1歳未満の小児の保護者および身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む

③ 成人・若年者

④ 高齢者

ウイルスに感染することによって、重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の者

(4) 接種体制

住民接種については、特措法に基づき区民全員が対象者となり、原則、集団的接種により実施する。区は、接種が円滑に行えるよう医師会等と協力し接種体制の構築を図る。

VI 医療

1 目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

2 平常時における医療体制の整備

保健所、医師会、薬剤師会、区内病院等関係機関との連絡会議を設置し、区と関係機関との連携を図りながら、実情に応じた医療体制の整備を推進する。

3 発生時における医療体制の維持・確保

発生早期は、感染の疑いがある患者の入院治療は、感染拡大防止策として有効であることから、原則、感染症法に基づき感染症指定医療機関^{※15}等に入院させる。

医療分野の対策を推進するにあたっては、現場である医療機関等との情報共有が必須であり、関係機関のネットワークを活用する。

また、新型インフルエンザ専門外来^{※16}を設置する医療機関および公共施設等のリストの作成、新型インフルエンザ相談センター^{※17}の設置準備を進める。

※15 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関および結核指定医療機関のこと。

◆特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

◆第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

◆第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※16 新型インフルエンザ専門外来

新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う医療機関。海外発生期から都内発生早期の段階のいずれかの時点で指定、設置される。

※17 新型インフルエンザ相談センター

発生国、地域から帰国した者または濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ専門外来に紹介するための相談センター

Ⅶ 区民生活および経済活動の安定の確保

1 目的

新型インフルエンザ等は、多くの区民が罹患し、流行が約8週間程度続くと言われており、区民生活および経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある。区の役割としては、新型インフルエンザ等発生時に、影響を最小限にできるよう関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、区民に対しては、家庭内での感染対策、食料品、生活必需品等の備蓄に努めること、区内の事業者に対しては、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

2 要援護者対策

要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活の維持が困難になると想定される。日頃から支援が必要な要援護者を把握し、関係機関や団体等の情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていく。

また、要援護者への生活支援は、福祉サービス事業所の訪問介護等によることを基本としつつ、小売店や運送業者等の民間事業者に協力要請を行うなど、総合的な調整を行う。

さらには、保育園、高齢者福祉施設、障害者福祉施設の社会福祉施設等（通所および短期入所系サービスに限る）の使用制限が発せられたときには、国の基本的対処方針の範囲内で、一律に区内一斉に施設閉鎖するのではなく、社会機能維持のため、徹底した感染防止策を講じ、閉鎖以外の対応をする施設を選定するなど、平常時から仕組みづくりを進めておく。

3 遺体に対する適切な処理

多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要がある。

遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体からの感染予防に努める。

区で発行する「埋火葬許可証」については、医師の死亡診断書等に基づき「一類感染症等」を明記するとともに、円滑な火葬が行えるよう、迅速に許可証を発行する体制を整備する。なお、許可証発行処理に時間がかかり、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき、「死亡診断書」により迅速に埋火葬する特例措置を設けるなどして対応する。

また、遺体に関する適切な処理を行うために、近隣区、火葬場および葬祭業者（組合）等と連携する体制整備を検討する。

第4章 各段階における対策

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し実施をしていく。

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要項目の個別の対策を記載する。

未発生期

I 未発生期

《状態》

- ◇新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ◇海外において、鳥などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況

《目的》

発生に備えて体制の整備を行う。

《対策の考え方》

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から警戒を怠らず、品川区行動計画および業務継続計画等を踏まえ、国や都等との連携を図り、仕組づくりや体制の構築、訓練の実施、人材の育成など事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民および事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 品川区行動計画等の作成

区は、新型インフルエンザ等の国内発生を想定して、特措法の規定に基づき、平常時から新型インフルエンザ等の発生に備えた品川区行動計画および品川区事業継続計画等の策定を行い、必要に応じて見直していく。

(保健所、総務部)

(2) 体制の整備および国、都等との連携強化

- ① 区は、国および都などと、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行い、連携体制を確認する。(保健所、総務部)
- ② 区は、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況等を確認し、必要に応じて、対策会議を開催し情報を共有する。(全庁)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 通常のサーベイランス

- ① 区は、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、患者の発生動向を調査し、流行状況を把握するとともに、流行しているウイルスの性状について把握する。(保健所)
- ② 区は、季節性インフルエンザによる入院患者および死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(保健所)
- ③ 区は、学校等における季節性インフルエンザの欠席者状況を調査し、感染拡大を早期に探知する。(子ども未来事業部、保健所、教育委員会)
- ④ 区は、東京感染症アラートにより新型インフルエンザ等の早期発見とウイルスの封じ込め対策を行うため、医療機関から患者の診療報告があり検査基準に該当する場合は、医療機関より検体を預かり東京都健康安全研究センターへ持ち込む。(保健所)

(2) 情報収集

区は、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報を収集する。(総務部、保健所)

(3) 調査研究

区は、新型インフルエンザ等の区内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査^{※18}を実施できるよう、国、都との連携等の体制整備に積極的に協力する。
(保健所)

※18 積極的疫学調査

感染症法第15条に基づく調査。

患者、その家族およびその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問または必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況および動向、その原因を明らかにすること。

3 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ① 区は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し継続的に分かりやすい情報提供を行う。
(保健所)
- ② 区は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても個人レベルの感染対策の普及を図る。
(保健所)
- ③ 区は、区民からの来所および電話での一般的なインフルエンザに関する相談に対応する。(保健所)

(2) 体制整備等

区は、新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報について、区民、事業者、関係機関等を行う情報提供の事前準備として体制を整備しておく。

(企画部、保健所)

4 感染拡大防止策実施のための準備

新型インフルエンザ等の発生に備え、個人、地域、職場等において日頃から感染対策の普及啓発を行う。

5 予防接種

(1) 登録事業者の登録

区は、国が進める登録事業者の登録に関し、都とともに、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。(保健所)

(2) 接種体制の構築

① 特定接種

区は、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制の準備をする。(総務部、保健所)

② 住民接種

区は、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づく区民へのワクチン接種を速やかに行うため、対象者を把握し具体的な実施方法について準備を進める。(保健所)

(3) 情報提供

区は、新型インフルエンザ等に有効なワクチンに関する情報を収集し、関係機関に提供する。(企画部、保健所)

6 医療

(1) 地域医療体制の整備

区は、都と連携し以下のことを行う。

① 区は、地域医療体制の整備について、保健所を中心とした連絡会議を開催し、医師会、医療関係機関等と連携し体制を推進する。(保健所)

② 区は、医師会等と連携し、新型インフルエンザ専門外来を設置する医療機関等のリストアップを進めるとともに、協力医療機関における患者の受入準備を進める。(保健所)

③ 区は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具^{※19}の準備などの感染対策を進めるよう呼びかける。(保健所)

※19 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する。

(2) 都内感染期に備えた医療の確保

区は、都と連携し、以下の点に留意して都内感染期に備えた医療の確保に取り組む。（保健所）

- ① 区内の医療機関に対して、特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から示されたマニュアルをもとに作成の支援に努める。
- ② 感染拡大防止のため、感染症指定医療機関および感染症入院医療機関で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む）等を把握する。
- ④ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑤ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑥ 都内感染期において、救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する搬送従事者のための個人防護具等の備蓄を進める。

(3) 研修等

区は、国および都等と連携しながら、医療従事者等に対し、区内発生を想定した研修や訓練を行う。（保健所）

(4) 医療資器材の整備

区は、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。（保健所）

(5) 検査体制の整備

区は、都と連携し、東京都健康安全センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR検査^{※20}等の実施体制を整備する。（保健所）

※20 PCR検査 (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

病原体を遺伝子レベルで解析し、確定する検査方法の一つであり、DNA（遺伝子）を検出することによって、新型インフルエンザかどうかの確定検査を行うもの。

7 区民生活および経済活動の安定の確保

(1) 食料品、生活必需品の備蓄等

区は、区民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備について呼びかける。

(企画部、保健所)

(2) 事業継続計画等の策定

区は、区内の事業者に対し、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画の策定を呼びかける。(総務部、保健所)

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

① 区は、新型インフルエンザ等発生時における、子ども、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について検討を行う。

(健康福祉事業部、保健所、関係事業部)

② 区は、特措法第45条第2項に基づく保育園、高齢者福祉施設および障害者福祉施設の社会福祉施設等（通所および短期入所系サービスに限る）の使用制限の要請が実施された場合の対策について検討を行う。

(子ども未来事業部、健康福祉事業部、保健所)

(4) 火葬能力等の把握

区は、火葬能力の限界を超える事態や遺体安置所の不足に備え、都と連携し以下の検討や体制整備を行う。(総務部、保健所)

① 火葬場の稼働状況、火葬処理機能の把握

② 火葬場、主な葬祭場等の遺体一時保管設備の使用状況の把握

③ 臨時遺体安置所の検討、選定、円滑な事務処理手順の確認

④ 都、近隣区、医療機関および関係事業者等との情報交換と体制の構築

(5) 物資および資材の備蓄等

区は、新型インフルエンザ等対策に必要な物資等を計画的に備蓄する。

(総務部、保健所)

II 海外発生期

《状態》

- ◇海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ◇国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ◇海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合など様々な状況

《目的》

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、区内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2 区内発生に備えて体制の整備を行う。

《対策の考え方》

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報がないことが想定されるが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるようにする。
- 2 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴などに関する積極的な情報収集を行う。
- 3 新型インフルエンザ等の区内発生を早期に発見できるよう、区内のサーベイランス・情報収集体制の強化を図る。
- 4 新型インフルエンザ等の海外での発生状況について注意喚起するとともに、区内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 品川区の体制強化等

- ① 区は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合、品川区対策本部の設置に向けた検討・準備を進める。
(総務部、保健所、関係事業部)
- ② 政府対策本部ならびに都対策本部が設置された場合には、区長を本部長とする品川区対策本部（特措法および区本部条例に準じる）を設置する。（全庁）
- ③ 国が示す基本的対処方針および都の方針等に基づき、品川区対策本部において基本方針を決定し、迅速な対応を図る。（全庁）
- ④ 発生した新型インフルエンザ等の病状程度が、季節性インフルエンザと同程度以下と国が判断した場合は、感染症法等に基づく各種対策を実施する。
(保健所)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

区は、国および都等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（保健所）

(2) 区内サーベイランスの強化等

- ① 区は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
(保健所)
- ② 区は、東京感染症アラートにより新型インフルエンザ等の早期発見とウイルスの封じ込め対策を行うため、医療機関から患者の診療報告があり検査基準に該当する場合は、医療機関より検体を預かり東京都健康安全研究センターへ持ち込む。(保健所)
- ③ 区は、区内全ての医師に、疑い患者を含む新型インフルエンザ等患者を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(保健所)
- ④ 区は、学校・保育園・幼稚園等での発生の把握を強化する。
(子ども未来事業部、保健所、教育委員会)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

区は、区民および区内事業者に対して、発生状況、現在実施されている対策（新型インフルエンザ相談センター、新型インフルエンザ専門外来の設置などの案内）国内発生した際に必要となる対策等を、広報誌・ホームページ等を活用し、分かりやすく正確な情報を提供し注意喚起を行う。(企画部、保健所)

(2) 情報共有

区は、国、都および関係機関等と情報交換ならびに情報の共有を行う。
(総務部、保健所)

(3) 新型インフルエンザ相談センターの設置

- ① 区は、都と連携し、発生国からの帰国者および接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する区民からの相談に応じる新型インフルエンザ相談センターを設置する。また、国のQ&A等に基づき統一的な回答例を作成し、相談対応できるよう体制を整える。(総務部、保健所)
- ② 区は、区民からの問い合わせを集約し、必要に応じて都等へ報告するとともに、区民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。
(保健所)

4 感染拡大防止

(1) 区内での感染拡大防止策の準備

区は、国、都等と相互に連携し、区内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。(保健所)

(2) 水際対策

区は、検疫所から提供される入国者等に関する情報を入手し、有効に活用する。
(保健所)

5 予防接種

(1) 接種体制

① 特定接種

区は、国の指示に従い区職員等に対し、集団的接種による予防接種の開始準備をする。(保健所)

② 住民接種

ア 区は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する臨時接種または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を行う。(保健所)

イ 区は、新型インフルエンザ等の発生状況等の情報収集を強化するとともに、具体的な住民接種のスケジュールを立てる。(保健所)

ウ 区は、住民接種の方法について、具体的にわかりやすく、区民等に対し情報提供する。(企画部、保健所)

6 医療

(1) 新型インフルエンザ等の症例定義

区は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。また、新型インフルエンザ専門外来を有する医療機関に対し、新型インフルエンザ等患者または疑似患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう協力依頼する。(保健所)

(2) 医療機関への情報提供

区は、国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、関係医療機関等へ迅速に提供する。(保健所)

(3) 一般医療機関への対応

新型インフルエンザ専門外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、区内の医療機関に対し、院内感染対策を講じたうえで、診療体制を整備するよう周知する。(保健所)

7 区民生活および経済活動の安定の確保

(1) 事業者の対応

区は、区内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報を基に、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策、および事業の継続または自粛の準備等を行うよう要請する。

(総務部、保健所、関係事業部)

(2) 遺体の火葬・安置

区は、火葬能力の限界を超える事態に備え、都と連携し以下の対策を行う。

(総務部、保健所)

- ① 火葬場の稼働状況の把握
- ② 火葬場、主な葬祭場の遺体一時保管設備の使用状況の把握
- ③ 臨時遺体安置所の開設準備
- ④ 近隣区との情報交換と共有

Ⅲ 国内発生早期～都内発生早期

《状態》

- ◇国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ◇都道府県によって状況が異なっている状況

(都内未発生)

都内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

(都内発生早期)

都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

《目的》

- 1 区内での感染拡大をできる限り抑える
- 2 患者に適切な医療を提供する
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う

《対策の考え方》

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止対策を実施する。国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止対策をとる。
- 2 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、ひとりひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の患者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、区民生活および区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 品川区対策本部の設置の継続

区は、引き続き品川区対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。
(全庁)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

区は、引き続き国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健所)

(2) サーベイランス

- ① 区は、海外発生期に引き続き、東京感染症アラートにより、新型インフルエンザ等患者の全数把握に努め、学校等での集団発生の把握を強化する。(子ども未来事業部、保健所、教育委員会)
- ② 区は、医療機関等に対して新型インフルエンザ等患者の臨床情報、症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する。(保健所)

(3) 調査研究

区は、国および都と連携し、発生した区内患者について、初期の段階で、積極的疫学調査チームを派遣し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(保健所)

3 情報提供・共有**(1) 情報提供**

- ① 区は、区民、事業者、学校、保育園、幼稚園、関係機関等に対し、国内外の発生状況、具体的な感染対策、患者となった場合の受診方法等の情報を広報誌・ホームページ等の媒体を活用し情報提供する。
(企画部、保健所、関係事業部)
- ② 情報が行き届きにくい高齢者および障害者、外国人等に対して、それぞれの対象者ごとの特性に応じた内容、表現とすることに留意する。
(企画部、保健所、関係事業部)
- ③ 区は、区内において新型インフルエンザ患者が発生した場合、都と連携し必要に応じて個人情報に十分留意したうえで公表する。
公表の範囲は都で定めた以下の表を基本とする。(企画部、総務部、保健所)

《新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲》

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別、学年（職業）、発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地および学校種別、学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患および経過

(2) 新型インフルエンザ相談センターの体制強化

区は、国が配布するQ&Aや品川区対策本部でとりまとめた相談状況等に基づき、新型インフルエンザ相談センター等での相談体制の強化を図る。
(総務部、保健所)

4 感染拡大防止

(1) 区内の感染拡大防止対策

① 区は、国や都と連携し、区内で新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

（保健所）

② 区は、国および都と連携して区民、事業者等に対して次の対策を行う。

ア 区民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、時差出勤の実施、感染症の症状が認められた従業員の健康管理、病院での受診の勧奨および職場における感染対策の徹底を呼びかける。

（保健所、関係事業部）

イ ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖・休校）を適切に実施するよう、学校設置者に要請する。また、保育園、幼稚園、学校等の園児・児童・生徒が罹患したときは、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう、学校設置者および施設管理者に要請する。（総務部、子ども未来事業部、保健所、教育委員会）

③ 区は、国および都と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や居住する施設等における感染対策を設置者および施設管理者に強化するよう要請する。（健康福祉事業部、保健所）

(2) 水際対策

① 区は、国の水際対策が継続される場合引き続きそれに協力する。（保健所）

【緊急事態宣言がされている場合に区が行う措置】

区は、緊急事態宣言がされている場合には、都が行う措置を踏まえ以下の対策を講じる。

1 外出自粛の要請に係る周知

都と区の平常時からの調整を踏まえ、都知事が区の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行った場合、区民および事業者等へ迅速に周知徹底を図る。（全庁）

2 施設の使用制限の要請に係る周知

都と区の平常時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項に基づく保育園、幼稚園、学校等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、区は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。（全庁）

【緊急事態宣言がされている場合に都が行う措置】

- 1 都は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- 2 都は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る）に対し期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・都民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき指示を行う。その場合都は、特措法第45条に基づき要請・指示を行った施設名を公表する。

5 予防接種**接種体制****(1) 特定接種**

区は、国の指示に従い、区職員等に対して集団的接種による予防接種を開始する。（保健所）

(2) 住民接種

- ① 区は、区民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、区民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。（企画部、保健所）
- ② 区は、接種の実施にあたり、国、都および医師会等と連携して、保健センター等の区施設を接種会場として接種を行う。（総務部、保健所）

【緊急事態宣言がされている場合に区が行う措置】

区は、緊急事態宣言がされている場合には、国の基本的対処方針および都が行う措置を踏まえ、特措法第46条の規定に基づく住民接種を実施する。（保健所）

6 医療**(1) 医療体制の整備**

- ① 区は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対し、新型インフルエンザ専門外来における診療体制を継続する。（保健所）
- ② 感染状況に応じて、新型インフルエンザ相談センターの体制を、充実・強化する。（保健所）

(2) 患者への対応等

区は、国および都と連携し、以下の対応を行う。

- ① 区は、新型インフルエンザ等の病原性が低いことが判明しない限り、原則として、新型インフルエンザ等と診断された患者に対して、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し入院措置を行う。(保健所)
- ② 区は、東京都健康安全研究センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。(保健所)
- ③ 区は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者および医療従事者等、感染のおそれが高い者に対し、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を行う。(保健所)

(3) 医療機関等への情報提供

区は、国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に必要な情報等を、関係医療機関等に迅速に提供する。(保健所)

7 区民生活および経済活動の安定の確保**(1) 事業者の対応**

区は、区内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう呼びかける。(関係事業部)

(2) 区民・事業者への呼びかけ

区は、区民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の安定供給への協力を依頼する。(総務部、保健所、関係事業部)

【緊急事態宣言がされている場合に区が行う措置】

区は、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

1 サービス水準に係る区民への呼びかけ

区は、都と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、区民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力の呼びかけを継続する。(企画部、関係事業部)

2 生活関連物資等の安定供給等

区は、都と連携し、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係事業部)

3 要援護者への生活支援

(1) 区は、支援を必要とする在宅の要援護者およびその支援のニーズを把握するよう努め、医療機関、福祉サービス事業所に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう要請する。

(総務部、健康福祉事業部、保健所、関係事業部)

(2) 支援を必要とする要援護者への日常生活支援については、福祉サービス事業所等の訪問介護によることを基本とし、事業所間の相互調整を図るほか、さらに支援を必要とする要援護者の需要に応じ、区は、民間事業者に対して、食事の提供および生活必需品の配達に係る協力を依頼する。(総務部、保健所、関係事業部)

(3) 区は、特措法第45条第2項に基づく保育所の使用制限の要請が実施された場合、休暇を取得できない保護者等への対策として、国の基本的対処方針の範囲内で、徹底した感染防止策を講じたうえで、一部の保育園等を開所する。

(子ども未来事業部、保健所)

(4) 区は、特措法第45条第2項に基づく、高齢者福祉施設および障害者福祉施設の社会福祉施設等(通所および短期入所系サービスに限る)の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。(健康福祉事業部、保健所)

4 埋葬・火葬の特例等

遺体の適切な処理を実施するため、都と連携し以下の対策を行う。

(総務部、保健所)

(1) 臨時遺体安置所の開設、運営

(2) 葬祭業者等に円滑な遺体の搬送、火葬作業を要請

(3) 近隣区、都、火葬場等に関する広域的な情報の共有

IV 都内感染期

《状態》

◇都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)

《目的》

- 1 医療体制を維持する
- 2 健康被害を最小限に抑える
- 3 区民生活および経済活動への影響を最小限にする

《対策の考え方》

- 1 感染拡大を防止することは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止対策から、被害軽減に切り替える。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民ひとりひとりがとるべき行動について、分かりやすく積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をできるだけ少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、都と連携し区民生活・経済活動への影響を最小限に抑えるため、必要な社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種は接種体制が整い次第、速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

(1) 品川区対策本部の継続

区は、引き続き品川区対策本部を設置し全庁的な体制を継続する。(全庁)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

- ① 都内感染期について患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床症状等の情報は十分に蓄積されている。このため、新型インフルエンザ等患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、区は、重症者、死亡者に限定した情報収集を行う。(保健所)
- ② 区は、学校、保育園、幼稚園等における集団発生の発生状況を適時把握し、都に報告する。(保健所)

(2) サーベイランス

区は、東京感染症アラートによる患者の全数把握を中止する。
また、通常のコサーベイランスは継続する。(保健所)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 区は、区民、事業者、学校、保育園、幼稚園、関係機関等に対し、国内外の発生状況、具体的な感染対策、患者となった場合の受診方法等の情報を広報誌・ホームページ等の媒体を活用し情報提供する。

(企画部、保健所、関係事業部)

- ② 区は引き続き、情報が行き届きにくい高齢者および障害者、外国人等に対して、必要な情報が行き渡るよう、きめ細かな情報提供を行う。

(企画部、保健所、関係事業部)

(2) 新型インフルエンザ相談センターの継続

区は、国等が配布するQ&Aや品川区対策本部でとりまとめた相談状況等に基づき、新型インフルエンザ相談センターでの相談を継続する。

(総務部、保健所)

4 感染拡大防止

(1) 区内での感染拡大防止策

- ① 都内感染期となった場合、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止する。(保健所)

- ② 区は、国および都と連携し、区民、事業者、福祉施設等に対し、次の対策を行う。

ア マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業者に対し、時差出勤の実施、感染症の症状の認められた従業員の健康管理、病院での受診の勧奨および職場における感染対策を徹底するよう呼びかける。(保健所)

イ ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に実施するよう、学校設置者に要請する。また、保育園、幼稚園、学校等の園児・児童・生徒が罹患したときは、一定期間自宅待機(出席停止)とするよう、学校設置者および施設管理者に要請する。(総務部、子ども未来事業部、保健所、教育委員会)

- ③ 区は、国および都と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や居住する施設等における感染対策を設置者および施設管理者に強化するよう引き続き要請する。(健康福祉事業部、保健所)

5 予防接種

区は、国内発生早期～都内発生早期の対策を継続する。(保健所)

【緊急事態宣言がされている場合に区が行う措置】

国内発生早期～都内発生早期と同様。

6 医療

(1) 患者への対応等

- ① 新型インフルエンザ専門外来および感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。(保健所)
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養になることを関係機関に周知する。(保健所)
- ③ 入院治療は、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関を除き、全ての入院医療機関において行う。(保健所)
- ④ 在宅で療養する患者に対し、医師による電話診療で、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状態について診断ができた場合、抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付する。その際には、国が示す対応方針を合わせて周知する。(保健所)

(2) 医療機関等への情報提供

区は、国および都等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に必要な情報等を、関係医療機関等に迅速に提供する。(保健所)

(3) 在宅で療養する患者への支援

区は、国および都と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）等を行う。(健康福祉事業部、保健所)

【緊急事態宣言がされている場合に区が行う措置】

区は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、都が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し必要な協力を行う。

【緊急事態宣言がされている場合に都が講じる臨時の医療対策】

都は、国と連携し区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止および衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

7 区民生活および経済活動の安定の確保

(1) 事業者の対応

区は、区内の事業者に対し、従業員の健康管理および感染対策を講じるよう徹底する。(総務部、保健所、関係事業部)

(2) 区民・事業者への呼びかけ

区は、区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入にあたって、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の安定供給への協力を引き続き依頼する。(関係事業部)

【緊急事態宣言がされている場合に区が行う措置】

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

1 サービス水準に係る区民への呼びかけ

区は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、区民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下することを許容するよう呼びかける。(関係事業部)

2 生活関連物資等の安定供給

(1) 区は、区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入にあたって、消費者としての適切な行動を呼びかける。また、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の安定供給への協力を呼びかける。(関係事業部)

(2) 区は、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係事業部)

3 要援護者への生活支援

(1) 区は、支援を必要とする在宅の要援護者およびその支援のニーズを把握するよう努め、医療機関、福祉サービス事業所に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう呼びかける。

(総務部、健康福祉事業部、保健所、関係事業部)

(2) 支援を必要とする要援護者への日常生活支援については、福祉サービス事業所等の訪問介護によることを基本とし、事業所間の相互調整を図る。

さらに支援を必要とする要援護者の需要に応じ、区は、民間事業者に対し、食事の提供および生活必需品の配達に係る協力を依頼する。

(総務部、保健所、関係事業部)

(3) 区は、特措法第45条第2項に基づく保育所の使用制限の要請が実施された場合、休暇を取得できない保護者等への対策として、国の基本的対処方針の範囲内で、徹底した感染防止策を講じたうえで、一部の保育園等を開所する。

(子ども未来事業部、保健所)

- (4) 区は、特措法第45条第2項に基づく、高齢者福祉施設および障害者福祉施設の社会福祉施設等（通所および短期入所系サービスに限る）の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。（健康福祉事業部、保健所）

4 埋葬・火葬の特例等

区は、迅速かつ円滑に遺体の処理を実施するため、都と連携し以下の対策を行う（総務部、保健所）

- (1) 火葬業者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請
- (2) 死亡者数の状況、臨時遺体安置所の状況により、遺体安置所を増設
- (3) 埋火葬処理の特例が適用された場合は、その定めに従った対応の実施
- (4) 火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、都に広域火葬を要請

V 小康期

《状態》

- ◇新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ◇大流行は一旦終息している状況

《目的》

区民生活および経済活動の回復を図り、第二波の流行に備える

《対策の考え方》

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制および社会・経済活動への影響からの早急な回復を図る。
- 2 第一波の終息および第二波発生の可能性や第二波の流行に備える必要性について、区民および事業者に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波発生の早期探知に努める
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため住民接種を続ける、

1 実施体制

(1) 危機管理体制

政府対策本部および都対策本部が廃止されたときは、区対策本部も廃止し、「新型インフルエンザ等対策会議」にて継続した情報収集・庁内調整を行う。

(総務部、関係事業部)

(2) 行動計画の評価

政府行動計画および都行動計画を踏まえ、実施した対策について評価を行い、必要に応じて品川区行動計画、業務継続計画などの見直しを行う。

(総務部、保健所、関係事業部)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

区は、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健所)

(2) サーベイランス

- ① 区は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

(保健所)

- ② 区は、再流行を早期に探知するため、学校、保育園、幼稚園等での発生状況の把握を強化する。(子ども未来事業部、保健所、教育委員会)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 区は、引き続き広報誌・ホームページ等により、第一波の状況と第二波発生の可能性や備えについて情報を提供する。(企画部、保健所)
- ② 区は、区民から寄せられた問い合わせ等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(企画部、保健所)

(2) 新型インフルエンザ相談センターの体制の縮小・終了

区は、国および都からの要請を踏まえ、新型インフルエンザ相談センターでの相談体制を縮小・終了させる。(総務部、保健所)

4 感染拡大防止

- (1) 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を縮小する。
(保健所、関係事業部)
- (2) 流行の第二波に備えて感染拡大防止策の見直し、改善に努める。(保健所)

5 予防接種

区は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健所)

【緊急事態宣言がされている場合に区が行う措置】

区は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ国および都と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

6 医療

(1) 医療体制

区は、国および都と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(保健所)

7 区民生活および経済活動の安定の確保

(1) 区民・事業者への呼びかけ

区は、区民、事業者等に対し、平常時の生活への回復を呼びかける。
(関係事業部)

(2) 要援護者への支援

- ① 区は、感染状況をみながら、子ども、高齢者、障害者等の要援護者への支援を順次縮小する。(子ども未来事業部、健康福祉事業部、保健所)
- ② 区は、必要に応じ、適切な支援に努める。
(子ども未来事業部、健康福祉事業部、保健所)

(3) 遺体に関する適切な対応

死亡者数の状況により以下の対策を行う。(総務部、保健所)

- ① 臨時遺体安置所の縮小、閉鎖
- ② 埋火葬処理の特例が終了した場合は、埋火葬許可証発行体制の平常化
- ③ 都、火葬場、近隣区との情報交換、状況の把握